

## 「第3期調布っ子すこやかプラン」の位置づけ

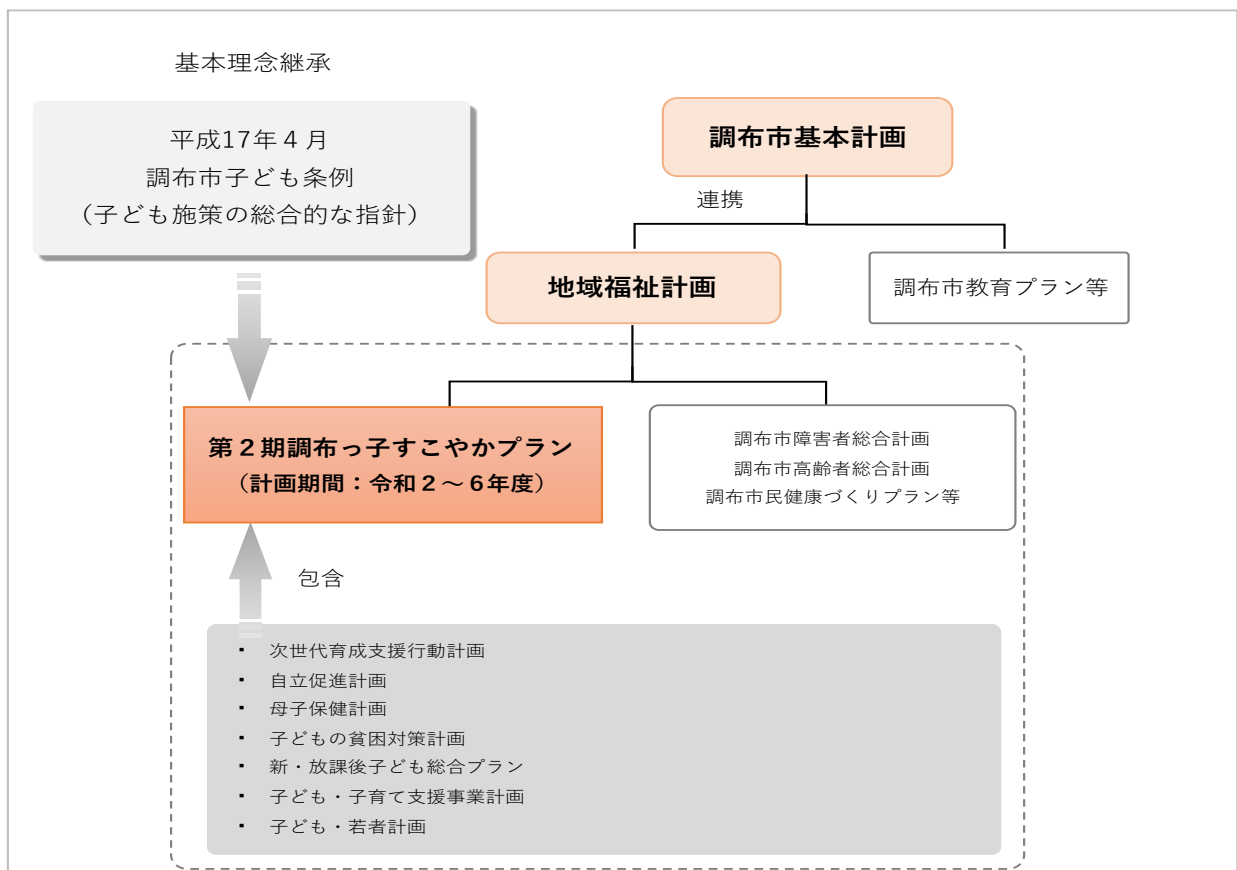
### 1. 第2期調布っ子すこやかプラン

#### (1) 計画の位置づけ

「調布市子ども条例」を理念として、「調布市総合計画（基本計画）」やその他の分野別個別計画等との整合を図るものとします。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子ども・若者計画」を包含した一体的な計画となっています。

#### ■計画の位置づけ（イメージ）■



#### (2) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としています。

#### ■計画の期間■



## 2. 市町村子ども計画

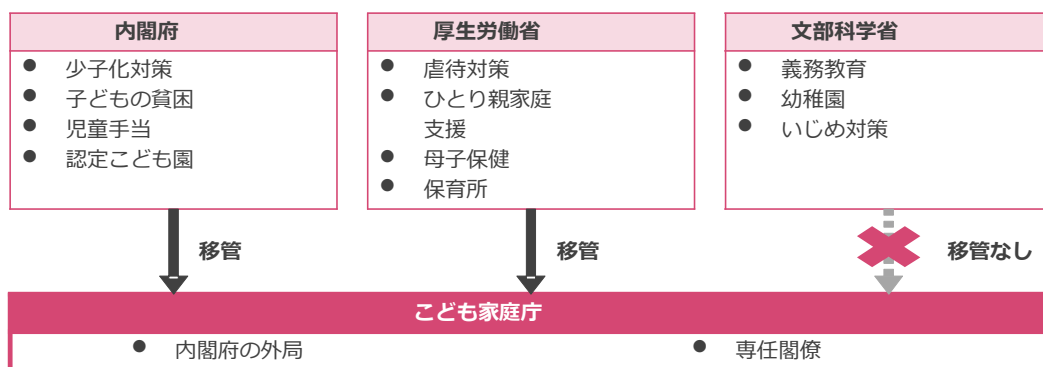
### (1) 「こども基本法」の成立

こども施策を社会全体で取り組むことができるよう、総合的に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

「こども基本法」において、政府は、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされており、令和5年度秋ごろの閣議決定を目指しています。

### (2) 「こども家庭庁」の設立

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立(令和4年6月15日)したことを受け、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設立(令和5年4月1日)されました。



### (3) 「市町村子ども計画」と法的位置づけ

「こども基本法」第十条において、都道府県は、国の大綱を勘案して、「都道府県子ども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の(こども)大綱と「都道府県子ども計画」を勘案して、「市町村子ども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

また、「市町村子ども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策市町村計画」、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成できるとされています。

#### ■ 「こども基本法」第十条の5において、一体的に作成できるとされた計画の例 ■

一体的に策定できるとされる計画の例	根拠法・関連法等
市町村子ども・若者計画	「子ども・若者育成支援推進法」第九条, 「子供・若者育成支援推進大綱」等
子どもの貧困対策市町村計画	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条, 「子どもの貧困対策に関する大綱」等
その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの	
次世代育成支援市町村行動計画	「次世代育成支援対策推進法」第八条等
市町村子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」第六十一条, 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」等

市の「第2期調布っ子すこやかプラン」では、上記計画を一体的に策定しており、従来の計画構成からの大幅な見直しは要さないものと見込まれます。

### 3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

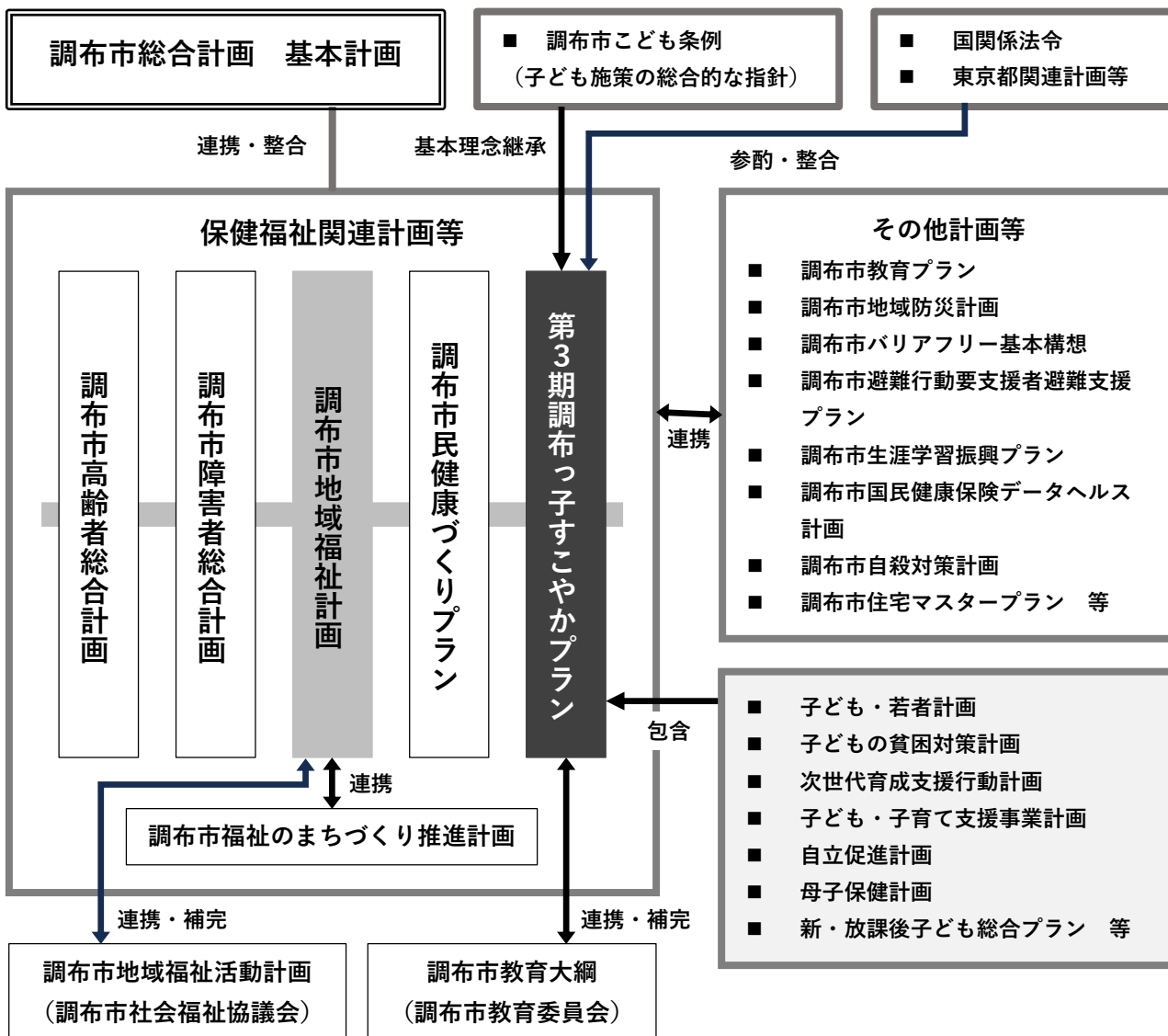
#### ■計画の期間■



### 4. その他の計画との関係

「第3期調布っ子すこやかプラン」は、「調布市子ども条例」の基本理念継承、「調布市総合計画（基本計画）」やその他の分野別個別計画等との連携・整合を図るものとします。

#### ■「第3期調布っ子すこやかプラン」とその他の計画との関連イメージ■



## 5. 「第3期調布っ子すこやかプラン」(調布市子ども計画)策定における留意点

---

「第3期調布っ子すこやかプラン」の策定においては、次の視点に留意が必要と考えられます。

- (1) **少子化対策及び少子化への備えに関する視点→少子化対策や備えを検討していく必要がある**  
「調布市の将来人口推計」(令和4年8月)によると、令和7(2025)年には、本市の年少人口(0~14歳)は減少に転じると見込まれています。
  
- (2) **子ども等の意見の反映→ニーズ調査, 大学生委員の会議参画, その他, 本会議で検討していく**  
「こども基本法」第十一条では、地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。
  
- (3) **関係者相互の有機的な連携の確保等**  
**→関係機関・団体等へのヒアリングや意見聴取などを本会議でも検討していく**  
国は、こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であるとして、「こども基本法」第十三条において、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されています。